

4 循環第 3 9 8 号
令和 4 年 7 月 2 7 日

各 位

愛 知 県 環 境 局 長
(公 印 省 略)

感染性廃棄物の取り扱いについて（国内でのサル痘患者の発生を受けて）
(通知)

日頃から、本県の環境行政の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、世界保健機関がサル痘について国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言したことを受け、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から別添のとおり事務連絡がありました。

については、サル痘を始めとする人が感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和 4 年 6 月）(<https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>) に基づき、排出時、収集運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すとともに、適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課
廃棄物監視指導室 指導グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 3 7 (ダイヤルイン)
ファックス 0 5 2 - 9 5 3 - 7 7 7 6
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp